

登録建築物エネルギー消費性能判定機関への適合性判定の委任

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、下記のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 24 日

小平市長 小林 正 則

記

1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる業務

法第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 業務の開始の日

令和 3 年 4 月 1 日

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。